

### 横田飛行場への CV-22 オスプレイの配備の撤回を求める会長声明

在日米軍は、2018年4月3日、空軍の輸送機CV-22 オスプレイ5機を今夏頃までに横田基地に配備し、今後数年間で段階的にオスプレイ計10機と要員約450人を配備すると発表した。同月5日、CV-22 オスプレイ5機が同基地に到着した。

当会は、日米両政府に対して、横田基地へのオスプレイの配備の撤回及び普天間飛行場からのオスプレイの撤去と日本国内におけるオスプレイの飛行の全面中止を求める。

1 米軍は、2017年後半にオスプレイ3機を横田基地に配備するとしていた計画を、2019年10月から20年9月に延期すると発表していたが、東アジア情勢への対応などから予定を前倒ししたものとみられている。この配備計画の変更について、日本政府は今年3月半ばには米国政府から通報を受けていたにもかかわらず、同年4月3日まで公表や横田基地の周辺自治体への説明を行っていなかった。

2 当会は、2015年5月22日付「横田飛行場へのCV-22 オスプレイの配備の中止を求める会長声明」において、日米両政府に対して、横田基地へのオスプレイの配備計画の中止及び普天間飛行場からのオスプレイの撤去と日本国内の領土におけるオスプレイの飛行の全面的中止を求めた。

3 前記会長声明でも指摘したとおり、オスプレイは開発段階から重大事故を繰り返している。国内では、2016年12月13日、普天間飛行場所属のオスプレイが沖縄県名護市安部の沿岸に墜落し、岩礁上で機体が大破した事故は記憶に新しい。海外でも、同年8月5日、在沖縄米海兵隊所属のオスプレイがオーストラリア東部沖に墜落して隊員3人が死亡する事故が発生した。これを受けてオスプレイの佐賀空港への配備が見送られた経緯がある。また、同年9月29日、「イスラム国」(IS)の掃討作戦を遂行中にオスプレイがシリアで墜落し、乗員2人が負傷している。

そして、2017年6月には普天間飛行場所属のオスプレイが伊江島補助飛行場と奄美空港に相次いで緊急着陸、同年8月には岩国基地から普天間飛行場に向かう途中の同オスプレイがエンジントラブルにより機体から白煙と炎を上げ大分空港に緊急着陸、同年9月にはエンジンオイルの漏れにより同オスプレイ2機が相次いで新石垣空港に緊急着陸した。さらに、今年2月9日には沖縄県うるま市伊計島で同オスプレイから落下したエンジンの空気取入れ口のカバーが見つかった。

以上のように、オスプレイを巡る深刻な事故やトラブルが相次ぐなかで、「MV-22と機体構造及び基本性能(エンジン、飛行システムの基礎)が同一」とされるCV-22 オスプレイを人口密集地域にある横田基地に配備されることは、周辺住民の生命・身体等を重大な危険にさらすことになる。現に、普天間飛行場にMV-22 オスプレイが配備される前の2012年4月時点と比べて、2017年9月末時点の一定飛行時間当たりの重大事故発生率が1.7倍に上昇したことが、防衛省より明らかにされている。

4 CV-22 オスプレイは、米軍特殊作戦部隊の輸送を主な任務としており、夜間・低空飛行訓練を行うことが想定されている。既に普天間飛行場では日米間で合意した運用ルールや騒音防止協定に違反する飛行訓練が多数目撃されているところであり、横田基地周辺においても夜間・低空を含むオスプレイの飛行訓練が実施される場合、周辺住民の生活により甚大な被害を生じさせることが懸念される。

また、日本政府が意図する「即応態勢整備の一環」や「日米同盟の抑止力・対処力を向上」、並びに横田基地にオスプレイを配備する目的の一つである「運用や訓練上のニーズ」を考慮すれば、CV-22 オスプレイは、訓練のために横田基地から嘉手納基地、伊江島飛行場及び高江ヘリパッド等に飛来する可能性があり、沖縄への飛来回数が増加し、沖縄県に対してさらなる深刻な負担を強いることが憂慮される。

5 オスプレイ配備は、米軍基地周辺をはじめ米軍基地や飛行ルート周辺住民の生命・身体等に対する重大な侵害の危険を生じさせるものであって、憲法が保障する幸福追求権(13条)を侵害し、平和のうちに生存する権利(憲法前文、9条、13条等)の精神にも反するものであるから、日本政府の周辺自治体・住民に対する具体的な説明もないままに、米国政府が計画を一方向的に前倒してCV-22 オスプレイを横田基地に配備することは到底容認できない。

よって、当会は、日米両政府に対して、横田基地へのオスプレイの配備の撤回及び普天間飛行場からのオスプレイの撤去と日本国内におけるオスプレイの飛行の全面中止を求めるものである。

2018年4月19日

東京弁護士会会長 安井 規雄

## 入国者収容所東日本入国管理センターにおける被収容者死亡事件に関する会長声明

茨城県牛久市所在の入国者収容所東日本入国管理センターで、去る4月13日にインド国籍の男性が死亡した事件が起こった。当局の発表によれば、自殺とみられるとのことである。

この男性は、死亡する前日に仮放免申請が却下されたことを告げられ、長期間にわたる収容を悲観したとみられている。

2015年秋頃から、仮放免条件遵守について厳格にチェックする運用が始まっており、先行きの見えない長期収容については、国会においても問題点が指摘されている。

出入国管理及び難民認定法による収容は、あくまで強制送還を実効的に行うためのものであり、送還が法律上禁止されている難民認定申請者や退去強制令書の執行停止決定を得ている者はもちろん、送還の予定がない者の身体拘束を続けるのは、目的外の拘禁であり、市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁にあたる。送還の予定されていない被収容者については速やかに身体拘束を解かなくてはならない。

入国者収容所等の適正な運営に資するため、その運営に関し意見を述べるができる権限のある入国者収容所等視察委員会は、直ちに当該インド国籍男性の死亡原因について調査を行うべきである。そして、報道されているように、長期間の収容を悲観していたことが原因と考えられるのであれば、仮放免申請に対する入国者収容所長による審査の在り方（審査期間

の長短、不許可理由の説明が十分か、送還の確保以外の他事考慮をしていないかなど）についても、調査し意見を述べるべきである。

また、収容令書や退去強制令書による収容という身体拘束の可否及びその解放手段である仮放免の判断を、一行政庁である入国者収容所長等に委ねているのは、極めて異例な事態である。出入国管理及び難民認定法では、入国警備官の違反調査のための捜索・差押えにつき裁判所の令状を必要としている。このような財産権に対する侵害行為についてすら裁判所による令状を要求しているのであるから、より重大な人権侵害行為である身体拘束の適否判断においても同様に、入国管理局から独立した組織による公正な判断が求められるのが当然である。退去強制手続における収容及びその解放の手続には、司法審査を導入するよう法改正をすることも検討すべきである。

当会は、入国者収容所東日本入国管理センター所長に対し、送還の予定されていない被収容者の速やかな解放を求めるとともに、入国者収容所等視察委員会に対し、直ちに当該インド国籍男性の死亡原因について調査を行うことを強く求めるものである。

2018年4月25日

東京弁護士会会長 安井 規雄

## 憲法記念日にあたっての会長声明

1 1947（昭和22）年5月3日、日本国憲法は施行された。当時我が国は連合国の占領下にあり、原爆や空襲被害からの復興も未だ途上で、抑留者や戦地に取り残されている国民もいた中であったが、戦争に倦み、疲れ切っていた当時の国民は、第9条で戦争放棄・戦力不保持により恒久平和主義を宣言した現在の憲法を、安堵と歓喜をもって迎え入れたのである。

2 そこには、人は生まれながらに個人として尊重されること、それ故にすべての個人が基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等であること、そして国民が権力の暴走の前に無力であったことが戦争の惨禍を招いたという反省のもとに、主権者は国民であること、その国民の意志で制定した憲法が国家権力を拘束するという立憲主義が、高らかに掲げられていた。

そして、国の在り方を国民自身で決めるために、とりわけ自由な思想を持ち、それを表現することを妨げられないことが重要な価値を持つとされた。

3 それから71年。立憲主義および恒久平和主義は、今では国際協調や積極的平和主義の名もとの立法によって、脅かされ続けている。

2015年に施行された安全保障法制は、歴代内閣が第9条に反すとして認めてこなかった集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする憲法違反の法律であり、それに先立って成立した特定秘密保護法も、主権者たる国民が行政や立法の是非を判断するために必要な情報を遮断する危険性があり、また昨年成立した共謀罪法は国民の政治的活動や表現活動を抑制する恐れが強いものである。

そして今、自衛隊の明文化や緊急条項等を内容とする、憲法自体を改正する動きが現実的なものとなった。

しかも、それらは憲法改正の前提となる憲法改正手続法（国民投票法）における数々の不備が未だ是正されないまま進められている。

- 4 当会は、弁護士法第1条の基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命のもとで、市民の皆さんとともに、歴史に

学び、それを未来に生かすべく、これまで、立憲主義に基づいて、日本国憲法の基本原理である国民主権・恒久平和主義・基本的人権尊重主義を堅持し、これを損なう立法や政策には、その都度強く抗議してきたが、今後もこの姿勢を堅持することを誓うものである。

2018年5月3日  
東京弁護士会会長 安井 規雄

## 元財務事務次官のセクシュアル・ハラスメント報道等をめぐる対応についての会長声明

セクシュアル・ハラスメントは、日本国憲法に規定された両性の本質的平等にもとり、基本的人権を侵害する行為である。

かかる基本的理解のもと、各省各庁の長、事業主には、セクシュアル・ハラスメントを防止する義務、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合に適切かつ迅速な対応をとる義務がある（人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）第4条）（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「雇用機会均等法」という）第11条）。セクシュアル・ハラスメント被害の申し出や告発等があった場合には真摯に対応し、関係者の人権、プライバシーに配慮して迅速に事実調査を行うこと、被害を申し出たことを理由に被害を申し出た者を不利益に取り扱わないことが重要である（人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成10年11月13日職福-442））（雇用機会均等法第11条第2項、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針、平成18年厚生労働省告示第615号（以下「指針」という）第3項）。こうした規程等の趣旨や、そもそもセクシュアル・ハラスメントが人権侵害であることに照らすなら、被害者が職員でなかったとしても、とるべき対応は基本的に変わるところはない。したがって、セクシュアル・ハラスメント被害の報道等がなされた際に、関係する省庁が、調査機関の中立性を具体的に担保しないまま、そこに被害者に名乗りをよう求めることは、被害を申し出た者に圧力をかけることにもつながり、適切ではない。

また、ハラスメント被害を申し出たことや自らの権利を守るために行った録音行為等を非難したり、深夜に1対1の会食に出向いた女性側にも非があるというような、被害を申し出た者の人格を貶める言動は、セカンドハラスメントにあたりうる。このような言動が公然と行われるとすれば、ハラスメント被害の

申し出をさらに萎縮させ、ひいてはセクシュアル・ハラスメントを助長することとなる。

さらに、セクシュアル・ハラスメント被害の発生が懸念されるのであれば、当該職種・職場には女性を配置しないこととすればよい、というような発言は、職場からセクシュアル・ハラスメントを根絶し、性別による差別的取り扱いをなくすという雇用機会均等法の基本理念に反するだけでなく、事業者がそのような対応をとるとすれば、性別による労働者の配置に差別的取り扱いを禁止した雇用機会均等法第6条第1項第1号に反し違法である。

2016年4月、女性活躍推進法が完全に施行され、内閣府においては「女性活躍推進のための重点方針2017」を定め、その中で、明確に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げている。女性が働きやすい環境を整備すること、性犯罪・性暴力は当然のこと、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境の整備は、女性活躍の当然の前提となるものであり、女性活躍推進と表裏一体をなすものである。

セクシュアル・ハラスメントは、深刻な被害を生じさせる人権侵害であり、現に女性が就労を継続する上で、大きな障壁となっていることに鑑みれば、今回の元財務事務次官によるセクシュアル・ハラスメントに関する被害の申し出やこれに端を発した報道をめぐる関係機関、関係者の対応、発言には、既に述べたような問題が随所に散見されるといわざるを得ない。

これを機に、全ての職場において、セクシュアル・ハラスメントの発生防止、相談体制の整備（被害申告に対する適切な対応の整備を含む）等を実効性のある適切なものとし、セクシュアル・ハラスメントを根絶すべきである。

2018年5月11日  
東京弁護士会会長 安井 規雄